令和7年10月2日

公示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定に基づき、地域 登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のと おりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

愛媛県知事 中村 時衛期

登録番号 69	登録年月日 平成	₹27年10月27日						
登録検査機関の名	名称 株式会社だん	株式会社だんだん村						
代表者氏名	代表取締役	代表取締役 <u>丹下世知規</u> 丹下喜代範						
主たる事務所の原	所在地 <u>西条市石田</u> 9	<u>西条市石田98-1</u> 西条市玉之 <u>江105-7</u>						
登録の区分 品位等権								
農産物の種類 国内産もみ、国内産玄米								
農産物検査 を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先				
	氏 名	農産物の種類	証明書 番 号	受委託 の区分	登録検査機関 の名称	代表者 氏 名	主たる事務所 の所在地	
愛媛県	加藤 智和	もみ (飼料用もみ)、玄米 (飼料用玄米)	K3828180					
備 考 略称「だんだん村」、 <u>代表者氏名及び主たる事務所の所在地の変更</u>								

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と言